

第4回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議

議事要旨

(開催要領)

1. 開催日時： 令和4年10月11日（火）16：15～16：45
2. 場 所： テレビ会議システムによる開催
3. 出席者：

主宰	山 際	大志郎	内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
主宰	西 村	康 稔	経済産業大臣
構成員	磯 崎	仁 彦	内閣官房副長官
同	伊 佐	進 一	厚生労働副大臣（代理出席）
同	勝 俣	孝 明	農林水産副大臣（代理出席）
同	西 田	昭 二	国土交通大臣政務官（代理出席）
同	十 倉	雅 和	日本経済団体連合会会長
同	三 村	明 夫	日本商工会議所会頭
同	芳 野	友 子	日本労働組合総連合会会長
臨時議員	藤 丸	敏	内閣府副大臣
同	鈴 木	英 敬	内閣府大臣政務官

(議事次第)

1. 開会
2. 議事
 - (1) パートナーシップ構築宣言等の取組状況のフォローアップ
 - (2) 大企業と中小企業の共存共栄に向けた取組（付加価値向上・取引適正化等）
3. 閉会

(資料)

- 資料1 内閣府 提出資料
資料2 経済産業省 提出資料
資料3 日本商工会議所 提出資料
配布資料 経済産業省 提出資料（別紙）
-

(概要)

○山際内閣府特命担当大臣 本日は御多忙のところ、御参加いただきありがとうございます。ただいまから、第4回「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」を開催いたします。

原油・原材料価格が上昇する一方、為替の円安方向への推移により輸出企業の収益が増大するなど、サプライチェーンにおける価格転嫁が大きな課題となっています。こうした中、本日の会議では、パートナーシップ構築宣言の推進についてフォローアップを行うとともに、今後どのように取り組んでいくかについて意見交換を行います。

それでは、議事に入ります。

資料1を御覧ください。今年2月の前回の会議以降、政府としては、事業者団体や未宣言の大企業への働きかけ、パートナーシップ構築宣言の実施や周知に努める規定も盛り込んだ下請振興法の振興基準の改正、宣言企業や下請企業へのアンケート調査などに取り組んでまいりました。パートナーシップ構築宣言を行った企業は前回の会議から2倍以上増加し、約1万4000社となっています。

今後、宣言企業の増加の流れを拡大させるとともに、宣言を行った企業が社内の調達等の担当者に宣言の実行を徹底させ、実効性の確保・向上を推進していくことが必要です。

本日御出席の皆様から今後の具体的な取組について御発言をいただきたく存じます。

それでは、本会議を私と共同で主宰している西村経済産業大臣より御発言をお願いいたします。

○西村経済産業大臣 経済産業大臣の西村康稔です。

足元の物価高の中で、中小企業を含め、苦しい中でも持続的な賃上げを実現していくためには、生産性向上とともに、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁が不可欠であり、パートナーシップ構築宣言の重要性はますます高まっているものと思います。

私もこの会議には創設時から内閣府の特命担当大臣として関わってきております。宣言数全体は着実に増えてきているところでありますが、大企業の宣言数の拡大と宣言の実効性の向上は特に重要になってきております。今回は経産大臣として、この2点を中心に御説明をいたします。

資料の1ページ目ではありますが、パートナーシップ構築宣言は、取引先を多く抱える大企業での拡大が特に重要であります。宣言をコーポレートガバナンスのガイドラインに位置づけ、各省の補助金での加点措置を拡大するなど、インセンティブの拡充に努めているところであります。

資料の2ページ目、近年、物価高や地球温暖化対策など、サプライチェーン全体で取り組むべき社会的な課題が山積しており、宣言の更なる拡大が強く期待されます。こうした中、今回は模範となる団体の代表的な企業の宣言状況を整理して公表することといたしました。既に各団体の正副会長企業の9割近くが宣言を行っていただいております。未宣言の企業もその多くが宣言の検討を進めていただいております。

他方、大企業が多く加盟する、例えば経団連の会員企業では、約1,500社のうち、宣言済み企業は約400社程度と承知しております。今後、経団連会員企業をはじめ、大企業の皆様、ぜひより多くの大企業の方々に宣言をいただくべく働きかけを進めていければと思います。

資料の3ページ目、宣言の実効性の向上も重要であります。このため、宣言企業と下請企業の両者に対してアンケート調査を行いました。

まず、資料の4ページですが、サプライチェーン全体での新たな連携の取組について、下請企業からは働き方改革の取組支援、データの相互利用、グリーン化支援などの分野について、発注側企業への期待が高くなっております。

資料の5ページ、こうした下請企業の期待の高い分野について、宣言企業も積極的に取り組んでいることが確認できております。パートナーシップ構築宣言には、直接の取引先を通じてその先の取引先にも働きかけることが盛り込まれており、それによってこうした取組が拡大していくことを期待しております。

6ページ目、次に、取引適正化に向けて重点となる5つの課題について、宣言企業の取組状況を確認いたしました。

1つ目の価格決定方法の適正化については、価格協議は約85%が全ての下請企業と協議に応じている、価格転嫁は約半数が4割から6割程度受け入れているとの結果でありました。取組は一定程度進んでいるものの、価格転嫁についてはまだ道半ばであります。更に多くの宣言企業で十分な価格転嫁がなされることを期待しております。

7ページ目、型取引の適正化、支払条件の改善、知的財産・ノウハウの保護、働き方改革に伴うしわ寄せ防止について、日本を代表する大企業の中にも下請振興基準に照らし、問題となり得る行為を指摘された宣言企業が確認されました。

8ページ目、これらについては、今後宣言企業の代表者に調査結果をフィードバックし、改善を要する事項や全体の中での自社の位置づけをよく認識していただくことにより、価格転嫁や取引適正化の着実な実施を促してまいります。

9ページ目、11月にシンポジウムを開催し、優良な宣言企業の取組を紹介・表彰することなどにより、宣言の拡大、実効性向上に向けた機運を高めてまいります。

宣言に関連して、取引適正化の最近の取組もご紹介いたします。

資料の11ページ、9月の価格交渉促進月間では、岸田総理や私から価格転嫁・交渉の呼びかけを行うなど、周知の強化に取り組みました。現在、15万社にフォローアップ調査を行っております。その結果を踏まえて、状況の芳しくない親事業者に対して指導・助言を行っていきたいと考えております。先月には、3月の価格交渉促進月間の結果を踏まえ、20数社に指導・助言を実施したところであります。公正取引委員会は、転嫁拒否のうち一定の事案は企業名を公表する方針を打ち出しました。公正取引委員会とも連携し、交渉と転嫁が定期的に行われる慣行の定着を目指していきたいと思います。また、価格交渉の実例を踏まえて、下請企業にとって価格交渉の参考となる資料を作成し、その普及・啓発に取り組んでまいります。

以上のとおり、政府としてはパートナーシップ構築宣言の拡大・実効性の強化と取引適正化に向けた対応を強化してまいります。経済界の皆様におかれましても、引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○山際大臣 ありがとうございます。

続きまして、経済界・労働界の代表として御参画いただいている皆様より御発言をいただきたいと思えます。

初めに、経団連の十倉会長、お願いいたします。

○十倉日本経済団体連合会会長 経団連の十倉でございます。

経団連では、中小企業やフリーランスを含むサプライチェーン全体での共存・共栄関係の構築こそが我が国経済の持続的な成長に不可欠であるとの認識の下、役員会において各社に宣言を呼びかけるなど、これまであらゆる機会を捉まえて宣言の周知徹底を行ってまいりました。

その結果、経団連においては、会長・副会長企業の全てが宣言を公表しているのはもちろんのこと、会員企業全体の宣言数は直近で約400となり、前回の会議がございました2月時点での230社から大きく増加しております。まだまだ不十分でございますので、積極的にこれからも呼びかけてまいりたいと思えます。

他方、業界団体別の宣言状況の資料もございしますが、それから明らかなように、業種によって宣言の浸透状況に差があるとも感じております。政府におかれましては、本日御出席の全ての閣僚の皆様が中心となって、本宣言が自主的な取組であることに留意しつつ、宣言がまだあまり浸透していない業界に対して重点的に働きかけていく必要があると考えます。

経団連といたしましても、中小企業における賃金引上げの環境整備の重要性を十分踏まえた上で宣言企業のさらなる拡大を目指すとともに、宣言済み企業に対して実効性のある取組を呼びかけてまいりたいと存じます。

特に経団連では、企業の責任ある行動原則として企業行動憲章を制定し、会員企業に対してその遵守を呼びかけておりますが、近々、憲章の実行の手引きを改訂し、パートナーシップ構築宣言を現場の担当者に浸透させることや受注側企業におけるコスト上昇分を取引価格に円滑に反映させることなどを盛り込むこととしております。

私からは以上でございます。

○山際大臣 ありがとうございます。

続いて、日商の三村会頭、お願いいたします。

○三村日本商工会議所会頭 日本商工会議所の三村です。

中小企業は、長引くコロナ禍に加えまして、御存じのとおり資源価格の高騰、円安の急進と複合的な要因による物価高騰で経営に大きな影響を受けております。その中で、このようなパートナーシップ構築宣言関係者一同で協力して進めていただいていることに心か

ら感謝いたします。

資料の1ページ目を御覧いただきたいのですが、日商が実施した9月の早期景気観測調査では、約95%の企業がコストアップにより収益が悪化しており、この要因としては、資源エネルギー価格の高騰を7割、販売価格への転嫁の困難さを4割の人が訴えています。

価格転嫁は中小企業の付加価値の向上による生産性の向上に不可欠であり、パートナーシップ構築宣言の登録者数を拡大し、かつ、より実効性を高めるためのフォローアップ調査や公正取引委員会での取締り等の取組に加えて、事案の度合いによっては、ぜひとも企業名を公表する等の価格交渉・転嫁が実施できる環境を粘り強く整備する必要があると思っております。

なお、私どもとしては、下請企業3万社を対象とした調査への回答率が1割にとどまる状況が大きな課題だと認識しております。回答していないところでは相当程度大きな問題があるのではないだろうかと疑っておりますので、調査に回答することで何らかの不利益を被るのではないかとのおそれを抱いている企業も多いのではないかと憂慮しておりますけれども、商工会議所では、政府と一丸となって不安の払拭に努め、回答率の向上に取り組みたいと思っております。

また、真の好循環をつくり出すためには、BtoBだけではなくて、大体半分を占める最終消費者を含めたBtoCにおいても勇気を持って価格転嫁を進めることが必要だと思っております。

資料の2ページ目を御覧ください。価格交渉・転嫁の全国展開に向けた地方自治体の対応も極めて重要だと思っております。埼玉県の場合、12団体で全国初の連携協定を締結し、国の制度融資の対象に宣言企業を追加する、県の補助金や入札制度で優遇措置を講じる等の取組が行われており、大変評価できると思っております。政府におかれては、より多くの地方自治体で同様の取組が促進されるよう、対応をお願いしたいと思います。

最後に1つだけ申し上げたいのは、日商の第十五代代会頭の永野重雄氏が日本経済の強さの要因を大企業と中小企業の共存・共栄関係と捉え、それを大中小の石が固く組み合わせ、風雪に耐える石垣の強さに例えました。そのとおりだと思っております。ただ、この石垣も経済の構造変化に合わせて修復・再構築して新しい石垣とする必要があり、それこそが新しい資本主義の実現と軌を一にするものだと思っております。

したがって、パートナーシップ構築宣言の推進はその実現に向けた最重要課題であり、関係各位の引き続きの御援助・御支援をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

○山際大臣 ありがとうございました。

次に、連合の芳野会長、お願いいたします。

○芳野日本労働組合総連合会会長 ありがとうございます。連合の芳野でございます。

連合は現在、来年の春闘について検討しているところです。その議論の中では、現下の

物価高が労働者にも企業にも大きく影響しており、とりわけ中小企業においては適正な価格転嫁と賃上げをセットで進めないといけないのではないかという声も強くあります。闘争方針策定はこれからですが、パートナーシップ構築宣言のさらなる拡大に向けて労働組合の立場からも取り組むとともに、その実効性の強化を求めることを盛り込みたいと考えています。

パートナーシップ構築宣言の状況を見ますと、宣言企業数は1万4269社となっているものの、大企業の宣言数は1割以下にとどまっています。製造業や建設業が多く、業界によってばらつきがある状況がうかがえます。政府として、拡大に向けてさらに働きかけを行ってほしいと考えます。

また、昨年の夏から原油や輸入品価格が上昇している一方、取引価格に十分反映できていないという声も職場から上がってきています。パートナーシップ構築宣言の取組状況調査について、下請企業への調査を初めて実施すると御説明がありました。サプライチェーン全体で適切な分配が行われることが重要であり、直接的な取引先のみならず、その先の取引先も視野に入れて、中抜きやしわ寄せが生じないようにすべきであると考えます。

また、下請法の執行データに基づき、コスト上昇分の転嫁拒否が疑われる企業・業種に対して重点立入調査を実施していると認識しています。大事なものはスピードと実効性です。好事例の表彰や調査結果を経営者へ個別にフィードバックするなどの新たな取組をすると聞いていますが、悪質事案については公表することも含めて、より踏み込んだ取組を検討していただきたいと考えます。

あわせて、2021年12月に閣議決定されました、パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組について、実効性向上に向けて継続的に進めていってほしいと思います。連合としても大企業と中小企業が互いに価値を認め合い、共存・共栄し、そこで働く者が働きの価値に見合った労働条件を実現できるよう、引き続き協力していきたいと思えます。

ありがとうございました。

○山際大臣 ありがとうございました。

次に、磯崎官房副長官、お願いいたします。

○磯崎内閣官房副長官 内閣官房副長官の磯崎でございます。

岸田内閣としましては、賃上げが高いスキルの人材を引きつけ、企業の生産性を向上させ、さらなる賃上げを生むという構造的な賃上げに正面から取り組んでまいります。足元の物価高の中で賃上げは喫緊の課題になっておりますけれども円安とも相まって下請事業者のコストは大幅に上昇し、経営が圧迫されております。下請事業者へのしわ寄せを解消し、賃上げの原資を確保するためにも、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の実現が不可欠です。

こうした認識の下で、政府では業界団体に対して、会員企業においては積極的にパートナーシップ構築宣言を行うこと、9月と3月の価格交渉促進月間に合わせて労務費、原材

料費、エネルギー価格等の上昇分の価格転嫁または価格協議に応じること等について、業界別の自主行動計画に記載するように依頼をしているところでございます。

今後、私が中心となりまして、関係省庁の局長クラスをメンバーとする「中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」において、これらの自主行動計画への反映状況等についてフォローアップをすることとしており、関係省庁におかれましては、引き続き取引適正化のために積極的な御協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○山際大臣 ありがとうございます。

それでは、副大臣、政務官の皆さんからお願いいたします。まず、伊佐厚生労働副大臣、お願いいたします。

○伊佐厚生労働副大臣 ありがとうございます。

厚生労働省としても、国民の生活を支える中小企業の事業継続は重要課題であると考えております。また、より広い業種で多数の企業が宣言を行い、サプライチェーン全体の付加価値向上や取引適正化が一層推進されることにより、中小下請事業者における働き方改革の推進、付加価値やコストを適切に価格に転嫁できる賃上げしやすい環境の整備に資すると認識しており、この取組の浸透にぜひ協力していきたいと考えております。

厚生労働省が所管しているビルメンテナンス業については、改めて本年9月に関係団体に対しましてパートナーシップ構築宣言への協力を要請いたしました。前回会議があった2月時点は21社でありましたが、現在、2倍の40数社にパートナーシップ構築宣言をいただいております。ビルメンテナンス業界で本取組を推進するのはもちろんですが、ビルメンテナンス業界へ業務を発注するビルオーナー側の業界においても、労務費上昇の価格転嫁など、本取組を徹底することが必要です。

より多くの事業者の皆様にはパートナーシップ構築宣言を公表していただけるよう、引き続き関係閣僚、関係団体の皆様と協力して取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○山際大臣 ありがとうございます。

次に、勝俣農林水産副大臣、お願いいたします。

○勝俣農林水産副大臣 食品産業分野について御報告します。

パートナーシップ構築宣言については、200を超える関係団体に協力依頼を発出したほか、農林水産省幹部から企業の経営者等への働きかけを延べ140件以上行うなど、さらなる拡大に取り組んでいるところであります。

また、本年4月に予備費で措置した輸入小麦等食品原材料価格高騰緊急対策事業では、宣言を行う事業者への加点を導入いたしました。

引き続き関係省庁と連携し、食品産業における大企業と中小企業の共存・共栄に向けた取組を進めてまいります。

以上です。

○山際大臣 ありがとうございます。

次に、西田国土交通大臣政務官、お願いします。

<オンライン会議上の音声途切れた状態が継続>

○山際大臣 国土交通省の取組については後ほど文書でいただく形にして、先に進めさせていたどうかと思います。

皆様方から何か加えての御発言はありましようか。よろしゅうございますか。

それでは、本日の会議の締めくくりといたしまして、私から一言申し上げます。

本日は、今年2月の前回会議以降の取組状況のフォローアップとともに、付加価値向上や取引適正化などに向けた今後の取組について意見交換を行いました。

原油・原材料価格の上昇や円安などを背景に物価上昇が続く中、サプライチェーン全体で付加価値を増大させるとともに、円滑な価格転嫁により付加価値の適切な分配が行われるよう、政労使で連携して強力で推進していくことが不可欠です。関係閣僚、経団連、日商、連合の皆様方におかれましては、企業がパートナーシップ構築宣言を行う流れを一層拡大させるとともに、宣言企業においては調達の担当者も含めて現場への徹底を図り、宣言の実効性を確保していくよう働きかけをお願いいたします。

政府としては、今後ともアンケート調査等による価格交渉促進月間のフォローアップを行いつつ、下請振興法に基づく指導・助言等を通じ、大企業と中小企業の現場で積極的に価格協議等が行われ、価格転嫁しやすい環境の実現を図ってまいります。

今月中に策定する総合経済対策においても、本日の議論を踏まえ、生産性向上や価格転嫁などを強力で進める施策を取りまとめまいります。

こうした取組を物価上昇に負けない継続的な賃上げにつなげ、成長と分配の好循環の実現を図っていく考えです。皆様の御理解・御協力をお願い申し上げます、私の締めくくりの御挨拶といたします。

ありがとうございました。

それでは、本日の会議はこれで終了いたします。

(注)

本会議において、国土交通省の西田昭二大臣政務官の発言のところでオンライン上の音声途切れたため、会議後に国土交通省より当該発言の内容について文書で提出があった。その内容は以下のとおりである。

「国土交通省の所管業界においても、取引適正化に関する取組が重要です。

パートナーシップ構築宣言につきましては、本年6月に、所管業界に対して、改めて宣言発出について働きかけを行ったところです。

その結果として、本年2月の前回会議開催以降、建設業界では、700を超える企業から

追加でご提出いただいております、累計しておよそ1,250社に宣言いただいております。また、トラック運送業界では、150を超える企業から追加でご提出いただいております、累計しておよそ250社に宣言いただいております。

さらに、国土交通省においては、パートナーシップ構築宣言のインセンティブを高める方策として、物流のモーダルシフト等推進事業における加点措置の対象に、宣言を提出している場合を追加することとしました。

引き続き、宣言提出企業の増加に向けて取組を進めてまいります。

また、各分野での取引適正化を図るため、まず、建設分野では、本年4月に決定された「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に基づき、受注者間や元請下請間の契約において、いわゆるスライド条項等を適切に設定することや既に締結された契約についても十分な協議等を行い適切な対応を図ること等について、公共・民間発注者や建設業団体等に対して要請したところです。

また、トラック運送分野では、「燃料費を含む適正な運賃の収受」という基本的な考え方に基づき、荷主企業等に対して燃料サーチャージ導入や標準的な運賃の浸透等を図るほか、悪質な荷主に対し、運賃・料金や運送条件に関する運送事業者との交渉に応じるよう働きかけ等を行うなど法的対応を実施しております。

引き続き、皆様のご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。」